

(参考) 鋼橋上部談合事件に関する指名停止の経緯

捜査等の状況	指名停止措置
<p>平成 17 年 5 月 23 日 公正取引委員会が東北・関東及び北陸の各地方整備局(以下「3 地方整備局」という。)発注の鋼橋上部工事の入札談合事件について、(株)横河ブリッジ等 8 社を独占禁止法違反の疑いで刑事告発</p>	<p>平成 17 年 5 月 27 日 8 社に対して、3 地方整備局で 8 ヶ月間(他部局は 5 ヶ月間)の指名停止措置</p>
<p>平成 17 年 5 月 26 日 東京高等検察庁は、三菱重工業(株)等 11 社の担当者 14 名について、独占禁止法違反の疑いで逮捕</p>	<p>平成 17 年 5 月 31 日 11 社のうち指名停止措置を行っていない三菱重工業(株)等 3 社に対して、上記と同等の指名停止措置</p>
<p>平成 17 年 6 月 15 日 (1)公正取引委員会が日本橋梁(株)等 18 社及び 5 月 23 日に刑事告発を受けた 8 社の従事者 8 名を追加告発 (2)東京高等検察庁が、刑事告発を受けた 26 社及び従事者 8 名について公判請求</p>	<p>平成 17 年 6 月 20 日 (1)18 社のうち指名停止措置を行っていない日本橋梁(株) 15 社に対して、上記と同等の指名停止措置 (2)今回の事件において、独占禁止法等に抵触する行為を行っていない旨の誓約書を提出した 9 社に関して、指名停止期間の加重(3 地方整備局は 2 ヶ月間加重、他部局は 1 ヶ月間加重)</p>
<p>平成 17 年 6 月 29 日 公正取引委員会が日本道路公団(以下「公団」という。)発注の鋼橋上部工事の入札談合事件(以下「公団事件」という。)について、(株)横河ブリッジ等 3 社を独占禁止法の疑いで刑事告発</p>	<p>平成 17 年 7 月 1 日 (株)横河ブリッジ等 3 社に対して、指名停止の加重(全部局において 2 ヶ月間加重)</p>
<p>平成 17 年 7 月 12 日 東京高等検察庁は、公団元理事ら 4 社の担当者 5 名について、独占禁止法違反の疑いで逮捕</p>	<p>平成 17 年 7 月 15 日 4 社のうち、7 月 1 日に指名停止期間の加重を行っていない川田工業(株)について、同等の加重</p>
<p>平成 17 年 8 月 1 日 (1)公正取引委員会が公団事件について、川田工業(株)等 3 社及び従事者 5 名を独占禁止法違反で、また日本道路公団副総裁を同法違反幫助の罪で、それぞれ、独占禁止法違反の疑いで刑事告発 (2)東京高等検察庁は、公団事件について、(株)横河ブリッジ等 6 社及び被告人 5 名を独占禁止法違反の罪で東京高等裁判所に公判請求</p>	<p>平成 17 年 8 月 23 日 (1)7 月 1 日と 7 月 15 日に指名停止期間の加重を行っていない J F E エンジニアリング(株)及び(株)宮地鐵工所の 2 社について、同等の指名停止期間の加重 (2)(株)横河ブリッジに再就職していた日本道路公団元理事が受注予定会社を決定していたことが明らかになったことから、指名停止期間の加重(3 地方整備局では 1 8 ヶ月間、他部局では 1 2 ヶ月間の指名停止)</p>
<p>平成 17 年 9 月 29 日 (1)公正取引委員会が 3 地方整備局発注の鋼橋上部工事に、独占禁止法違反の疑いで(株)巴コーポレーション等 45 社に対して排除勧告 (2)諾否の期限である平成 17 年 10 月 11 日までに 38 社が応諾</p>	<p>平成 17 年 10 月 17 日 (1)応諾した 38 社のうち刑事告発を受けた 23 社を除く、15 社に対して、3 地方整備局で 5 ヶ月間(他部局は 3 ヶ月間)の指名停止措置 (2)今回の事件において、独占禁止法等に抵触する行為を行っていない旨の誓約書を提出した(株)巴コーポレーションに対して、指名停止期間の加重(3 地方整備局は 2 ヶ月間加重、他部局は 1 ヶ月間加重) (3)住友金属工業(株)に関しては、以前独占禁止法違反を行ったことによる短期加重措置(3 地方整備局では 8 ヶ月間、他部局では 5 ヶ月間の指名停止)</p>